

浜松市 女性が安心して 活躍できる 環境づくり

お客様サービス
としての
導入も対象と
なります！

安心ってすてき

事業費 補助金

女性特有の 健康課題対策※

- 生理用品の常設
- 休憩室の設備拡充
(ソファ・ベッド購入)
- 専門医のオンライン診療
- 冷え対策

※月経、妊娠・不妊、産後ケア、冷え、やせ、更年期障害等、産婦人科系疾患等の女性が特に直面しやすい健康に関する課題のこと。

就業規則・ 行動計画の 策定・見直し

- 生理休暇の制度整備
- えるぼし認定取得

女性特有の 健康課題に 関する研修・ コンサルティング

- 社員の意識啓発
- 外部コンサルタントによる職場環境アセスメント

家事負担軽減 サービスの導入

- 福利厚生として
家事代行サービス導入
- 家事育児セミナーの実施

補助上限額

最大 20万円

補助率：中小企業等(※1) 1/2 大企業(※2) 1/3

補助対象者の要件

市内に事務所又は 事業所を有している事業者

※その他、市税完納等要件があります。手引きをご確認ください。

※1.中小企業等：本補助金制度においては、常時雇用する従業員数が300人以下の企業及び一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人その他市長が認める者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。

※2.大企業：中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。

申請
期限

令和7年11月28日(金)

※予算に達した場合は期限前に受付を終了します。※事業の実施前に申請いただくことが条件です。

補助金の手引きや
提出書類の
ダウンロードは
こちら

お問い合わせ先

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課 ☎ 053-457-2561

浜松市中央区元城町103-2 ✉ ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp



補助金の額

補助金の額は、以下の区分に応じ定める額(千円未満は切り捨て)で、上限20万円です。

区 分	補 助 金 の 額
中小企業等 ※	補助対象経費の2分の1以内の額
大企業 ※	補助対象経費の3分の1以内の額

※中小企業等:本補助金制度においては、常時雇用する従業員数が300人以下の企業及び一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人その他市長が認める者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。

※大企業:中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。



補助対象事業

補 助 対 象 事 業	具 体 例
女性特有の健康課題による影響を緩和するための製品・サービス等の導入	<ul style="list-style-type: none">●オフィスや店舗のトイレに生理用品を常備またはディスペンサーを設置●女性専用健康アプリの導入●休憩室の整備(ソファやベッドの整備等)●冷え対策としてヒーターを導入●専門医のオンライン診療サービスを導入 など
女性特有の健康課題に関する知識の習得及び理解を深めるための研修及びコンサルティング等	<ul style="list-style-type: none">●女性の健康に関する社内セミナーの実施●外部コンサルタントによる職場環境アセスメント(女性の健康に配慮した環境整備の提案)●先進企業の事例研究ワークショップ など
女性活躍を促進するための就業規則又は一般事業主行動計画等の策定及び見直し	<ul style="list-style-type: none">●生理休暇を含む健康関連の休暇制度、育児・介護支援制度の拡充、フレックスタイム制度の導入、キャリア支援制度の整備など女性活躍を促進するための就業規則の見直し●女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び見直し など
女性従業員のキャリアアップ支援等	<ul style="list-style-type: none">●資格取得費用の助成●外部スキルアップ講座の講習費助成 など
男性の家庭進出や従業員の家事負担を軽減するためのサービスの導入	<ul style="list-style-type: none">●男性の家事育児への参加や女性の負担軽減につながる家事育児セミナーの実施●従業員が家事負担の軽減のために家事代行などの外部サービス等を活用する場合に、補助事業者がサービス料等を負担 など
その他市長が必要と認める事業	対象となりうるかについてはご相談ください

申請方法と提出先

おおまかな申請の流れは以下のとおりです。

必要書類を提出期限までにご提出ください。

詳細及び必要書類は、浜松市ホームページにてご確認、ダウンロードしてください。

① 申請方法



【提出期限】令和7年11月28日(金)まで

【提出期限】補助事業完了日から30日以内or
令和8年2月13日(金)のいずれか早い日まで

【提出期限】令和8年2月27日(金)まで

② 提出先

下記窓口まで直接または郵送にてご提出ください。

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課「女性安心補助金担当」宛

